

議案第125号

上越市立総合博物館条例等の一部改正について

上越市立総合博物館条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年12月1日提出

上越市長 村山秀幸

上越市立総合博物館条例等の一部を改正する条例

(上越市立総合博物館条例の一部改正)

第1条 上越市立総合博物館条例(昭和47年上越市条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上越市立歴史博物館条例

第1条中「総合博物館」を「歴史博物館」に改める。

第2条中「総合博物館の」を「歴史博物館の」に改め、同条の表中「上越市立総合博物館」を「上越市立歴史博物館」に改める。

第3条中「上越市立総合博物館(以下「総合博物館」を「上越市立歴史博物館(以下「歴史博物館」に改め、同条第1号中「スキー、考古、歴史、民俗、自然科学等」を「歴史、民俗、考古、スキー等」に改める。

第4条から第7条までの規定及び第10条中「総合博物館」を「歴史博物館」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分	個人	団体 (20人以上の団体)
一般	500円	1人につき400円
高校生 中学生 小学生	250円	1人につき200円

備考

- 1 高田城三重櫓^{やぐら}条例(平成5年上越市条例第13号)第6条に規定する入館料を同時に納付する場合にあっては、この表中「500円」とあるのは「380円」と、「250円」とあるのは「190円」とする。

2 市内の小学校の児童及び中学校の生徒は、無料とする。

(高田城三重櫓^{やぐら}条例の一部改正)

第2条 高田城三重櫓^{やぐら}条例(平成5年上越市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「小林古径邸条例(平成13年上越市条例第5号)第9条第1項に規定する入館料及び上越市立総合博物館条例」を「上越市立歴史博物館条例」に改め、「又は小林古径記念美術館条例(平成17年上越市条例第8号)第7条第1項に規定する観覧料」を削り、「140円」を「220円」に、「70円」を「110円」に改める。

(小林古径邸条例の一部改正)

第3条 小林古径邸条例(平成13年上越市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考を次のように改める。

備考 市内の小学校の児童及び中学校の生徒は、無料とする。

(小林古径記念美術館条例の一部改正)

第4条 小林古径記念美術館条例(平成17年上越市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考 市内の小学校の児童及び中学校の生徒は、無料とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月21日から施行する。

(上越市博物館協議会条例の一部改正)

2 上越市博物館協議会条例(昭和62年上越市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「上越市立総合博物館」を「上越市立歴史博物館」に改める。

国宝謙信公太刀収集事業について

《購入契約を締結できなかった理由》

○契約金額に関し、双方の解釈に齟齬が生じたことによる。

〔教育委員会 3億2千万円を上限
所有者 3億2千万円を基本として、それに上乗せした金額〕

教育委員会は、価格評価額であり、所有者が文化庁へ提出した「国宝・重要文化財売渡申出書」に記載した3億2千万円を上限として交渉を進めてきたものの、所有者は、「市の予算と寄附金を合わせて3億2千万円を大幅に上回った場合は、集まった金額」を希望していた。

《これまでの経緯》

- 平成 27 年 6 月 16 日 新潟県立歴史博物館からの情報提供
6 月 17 日 太刀を取得する意義を判断するため情報収集を開始
9 月 2 日 所有者との面会（1 回目）
（上越市の交渉に応じることを確認、所有者は 10 億円を提示）
9 月 29 日 教育委員会定例会（経緯を説明）
平成 28 年 3 月 11 日 所有者との面会（2 回目）
（所有者から「最初は 3 億円、状況を見て変更」との提案を受ける。併せて市が価格評価を実施することについて了解を得る。）
3 月 25 日 教育委員会定例会（経過報告）
5 月 31 日 価格評価方法について新潟県立歴史博物館に確認
6 月 15 日 所有者からのメール
（契約金額のスキームを提示「最低価格 3 億円以上、市の予算+寄附等により 3 億円+ α は状況を見て判断し、できるだけ 10 億円に近づきたい。」）
6 月 16 日 価格評価（3 億 2 千万円）、所有者に評価結果を通知
6 月 25 日 所有者が、予定対価 3 億 2 千万円、譲渡先を上越市として「国宝、重要文化財の国に対する売渡しの申出」を、倉敷市・岡山県経由で文化庁に提出
6 月 27 日 所有者からのメール
（文化庁の知人へ山鳥毛が上越市に行くことになりましたなどを報告したとの連絡）
6 月 27 日 教育委員会定例会（経過報告と協議）
7 月 6 日 所有者との面会（3 回目）
（市の購入金額は価格評価額以内、手続として購入予算の議決と購入契約の議決、合わせて 2 回の議会議決が必要であることを説明）
7 月 26 日 教育委員会定例会（経過報告と協議）
8 月 18 日 博物館協議会（購入についての諮問と答申）
8 月 19 日 教育委員会定例会
（購入の意思決定と補正予算提出の承認）
8 月 23 日 市長記者会見
（平成 29 年度で太刀の取得を旨すことを公表）
（以降、12 月まで月 1 回の割合で所有者に市内の取組状況などをメールで報告）
11 月 15 日 28 地域自治区での市民講座開始（～12 月 22 日）
12 月 1 日 所有者からのメール（12 月中の契約締結を打診）

- 12月6日 所有者からのメール
(市の購入意思の確認とふるさと納税の取組に対する疑問)
- 12月19日 所有者に市の意思表示として仮契約書の草案を送付
併せて、購入費3億2千万円を財務部局に予算要求したことをメールで報告
(この間、市民講座の結果や寄附金の状況、早期の面会希望などを数回メールで伝える)
- 平成29年3月2日 所有者との面会(4回目)**
(太刀購入までの市としての手続やスケジュールを説明)
- 3月8日 所有者からのメール**
(契約金額変更を希望、以降も数回あり)
- 3月24日 購入予算議決、所有者にメール
(購入予算議決の報告と4月1日以降の面会を要望)
- 4月11日 教育長名で書簡を発送(面会を再度要望)
- 5月18日 所有者との面会(5回目)
(所有者は3億2千万円では契約できないことを意思表示)
- 5月23日 市長記者会見
- 5月30日 所有者から教育長宛てに書簡
(交渉内容が担当者から教育長にどのように報告されているかの確認)
- 6月6日 教育長名で書簡を発送(5月30日書簡の返信)**
- 6月13日 所有者から教育長宛てに書簡(契約金額案を複数提示)
- 7月19日 教育長名で書簡を発送**
(3億2千万円は双方合意した金額であることを提示)
- 7月27日 教育長名で書簡を発送(面会を要望)
教育委員会臨時会(経過報告)
- 8月8日 所有者を訪問し、面会を求めたが応じてもらえず(~10日)
- 8月21日 教育委員会定例会(経過報告)
- 8月25日 教育長名で書簡を発送
(上乗せ金額の真意確認のため面会を要望)
- 8月28日 市長記者会見
- 9月5日 所有者から市長宛てに書簡(白紙に戻す意向を表明)
- 9月11日 市議会文教経済常任委員会で交渉状況を報告
- 9月15日 教育長名で書簡を発送
(受取拒否のため、10/11まで4回再送)
- 10月18日 所有者から市長宛てに書簡
(契約金額について自分の解釈を説明)
- 11月8日 所有者との面会(6回目)
(3億2千万円に上乗せした契約金額、具体的には手取り5億円を希望していること、加えて上越市に売り渡す気がないことを確認、仮契約の締結はできないと判断)
- 11月20日 教育委員会定例会
(購入断念の意思決定と補正予算提出の承認)
- 11月21日 購入断念に伴う関連補正予算を議会に提案
その後、教育委員会として記者会見
- 11月22日 市長記者会見
- 12月15日 補正予算議決、購入断念を決定

《これからの予定》

市民への説明

- ・広報上越 1 月 15 日号にこれまでの経緯を掲載

寄附者への対応

- ・平成 29 年 12 月 16 日 太刀購入の断念と寄附金を返還する旨の通知文書を送付済
- ・平成 30 年 1 月上旬 寄附金返還の意向確認文書（1 回目）を送付（返送期限 1 月 31 日）
請求書が届いた方から、3 月末までに順次返金を行う
- ・平成 30 年 2 月中旬 1 回目の意向確認文書未返送者に再送付（返送期限 3 月 5 日）